

意見書

平成22年12月20日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成22年9月10日に開催した平成22年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業3箇所の再評価および街路事業1箇所、道路事業1箇所、海岸環境整備事業2箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業〔県事業〕【再評価対象事業】

8番 一般国道368号^{にがきとうげ}仁柿峠バイパス

9番 一般国道422号^{みたさか}三田坂バイパス

10番 一般国道422号^{やちやま}八知山拡幅

8番については、平成2年度に事業着手し、平成11年度、17年度に再評価を行い、その後概ね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

9番については、平成8年度に事業着手し、平成17年度に再評価を行い、その後概ね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

10番については、平成7年度に事業着手し、平成17年度に再評価を行い、その後概ね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、8番、9番、10番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、残事業の早期完成にむけて、計画的で効率的な事業執行を求めるものである。なお、交通量推計について、より現実的でわかりやすい説明をされたい。

(2) 海岸事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 道瀬^{どうぜ}地区海岸

503番 阿津里^{あつりはま}浜地区海岸

502番については、平成6年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。

503番については、平成5年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

なお、海岸環境整備事業などの、県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理の方法などについて、計画当初から住民参画による計画をされたい。

(3) 街路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

504番 環状1号線 垂坂^{たるさか}工区

当該事業については、平成7年度に事業着手し平成16年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

ただし、今後の歩道等の計画・施工において、バリアフリーについて十分留意されたい。

(4) 道路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

507番 一般国道260号 下津浦^{しもつうら}拡幅

当該事業については、昭和63年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(5) 総括意見

今回のアンケート結果の分析と対応については、評価できるものであった。このような分析・対応を今後の公共事業評価サイクルにおいて確実に実行されたい。